

利用施設名(申込中の方は空欄)・児童氏名・生年月日は保護者が記入してください。

| | | | | | | | |
|-------|--|------|--|------|---|---|---|
| 利用施設名 | | 児童氏名 | | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | | | | | 年 | 月 | 日 |

就労(予定)証明書

(宛先) 山口市長

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者名

電話番号(- -)

(記入担当者名: 直通電話:)

※無断作成や改変を行ったときには、犯罪が成立し得ますのでご注意ください。(詳細は裏面をご確認ください。)

※市より就労確認の連絡をすることがありますので、電話番号は必ず記入してください。

※会社や団体の役員の方も、この証明をお願いします。

※山口市ウェブサイトはこの様式の加工可能版を掲載しています。

下記の者について、次のとおり証明します。

| | | | | | | | |
|--|--|---------------------------|------|------|------------|---|-------------|
| 就労者氏名 | | | | | | | |
| 採用(予定)年月日 | 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日から | | | | | | |
| | 就労している ・ 就労する予定 | | | | | | |
| 勤務地が証明書の所在地と異なる場合 | 勤務地 | | | | | | |
| | 電話番号 | | | | | | |
| 雇用形態 | 正規雇用 ・ 臨時またはパート雇用 ・ 契約社員 ・ 派遣社員 ・ 会社役員 自営・農業専従者(手伝い)(事業主との続柄) ・ その他() | | | | | | |
| 就労日数等 | 就労日数 | | 就労時間 | | 1ヶ月の合計就労時間 | | |
| | ※休憩時間含む・残業含まない | | | | | | |
| | 月平均 | 日勤務 | × | 1日平均 | 時間 | 分 | = 1ヶ月 時間 分 |
| | 就労日 | 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 | | | | | シフト制 |
| | 就労時間 | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 | (うち休憩 時間 分) |
| ※就労パターンが複数ある場合はすべてご記入ください。 | 時 | 分 | ～ | 時 | 分(約 日/月) | 時 | 分(約 日/月) |
| | 時 | 分 | ～ | 時 | 分(約 日/月) | 時 | 分(約 日/月) |
| 育児短時間勤務を取得している場合 | 月平均 | 日勤務 | × | 1日平均 | 時間 | 分 | = 1ヶ月 時間 分 |
| | 就労時間 | 時 分 ～ 時 分 (うち休憩 時間 分) | | | | | |
| | 取得期間 | 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 | | | | | |
| 雇用期限 | 無 ・ 有 (令和 年 月 日まで) (雇用期限後の更新予定: 有 ・ 無) | | | | | | |
| 業務内容 | | | | | | | |
| 産休・育休その他休職中の場合 | 産前産後休暇 | 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 | | | | | |
| | 育児休業期間 | 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 | | | | | |
| | 復職予定日(※育児のため一度退職した場合) | 令和 年 月 日 | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 上記の育休終了日にかかわらず、入園が決定した場合は、利用開始月の翌月14日までに育休を短縮することが可能。 <input type="checkbox"/> 上記の育休終了日を過ぎても入園できない場合、育休延長が可能であり、入園が決定した場合は、利用開始月の翌月14日までに育休を短縮することが可能。 | | | | | | | |
| その他付記事項 | | | | | | | |
| 自営・農業専従者(手伝い)または市町村住民税非課税の場合はこちらも記入してください。 | | | | | | | |
| 給与等 | 月給 ・ 日給 ・ 時給 円 (見込月収 円) | | | | | | |

※記入についてご不明な点は市保育幼稚園課(TEL:083-934-2798)へお問い合わせください。

※就労予定で提出された場合は、就労開始後「就労している」での証明書の提出が再度必要です。

就労（予定）証明書の押印の取扱いについて

令和3年度より、就労（予定）証明書における社印等の押印は原則不要となりました。

ただし、就労（予定）証明書を無断作成や改変を行った場合には、犯罪が成立し得ますのでご注意ください。また、証明内容について職場へ照会させていただくことがあります。

【内閣府の通知より】

就労証明書について、就労先事業者の押印を不要としても、改ざん等すれば有印私文書偽造罪や有印私文書変造罪が成立し得る。また、就労証明書自体を電子データによることにしても、就労時間などを改ざんすれば、電磁的記録不正作出罪が成立し得る。

参考：有印私文書偽造罪及び有印私文書変造罪の法定刑・・・3月以上5年以下の懲役

私電磁的記録不正作出罪の法定刑・・・5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

| | | | | | |
|-------|--|------|--------|------|--------------|
| 利用施設名 | | 児童氏名 | 山口 きらら | 生年月日 | 平成 27年 5月 9日 |
| | | | | | 年 月 日 |

就労(予定)証明書

(宛先) 山口市長

令和 3 年 4 月 1 日

所在地 山口市〇〇町2番1号

名称 △△△株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号(083 - 999 - 9999)

(記入担当者名: 〇〇 直通電話: 998-9999)

※無断作成や改変を行ったときには、犯罪が成立し得ますのでご注意ください。(詳細は裏面をご確認ください。) ※市より就労確認の連絡をすることがありますので、電話番号は必ず記入してください。 ※会社や団体の役員の方も、この証明をお願いします。 ※山口市ウェブサイトはこの様式の加工可能版を掲載しています。

下記の者について、次のとおり証明します。

| | | | |
|--|---|---|------------|
| 就労者氏名 | 山口 花子 | | |
| 採用(予定)年月日 | 平成・令和 20年 4月 1日から | | |
| | 就労している ・ 就労する予定 | | |
| 勤務地が証明書の所在地と異なる場合 | 勤務地 | | |
| | 電話番号 | | |
| 雇用形態 | <input checked="" type="radio"/> 正規雇用 ・ <input type="radio"/> 臨時またはパート雇用 ・ <input type="radio"/> 契約社員 ・ <input type="radio"/> 派遣社員 ・ <input type="radio"/> 会社役員 <input type="radio"/> 自営・農業専従者(手伝い)(事業主との続柄) | | |
| 就労日数等 | 就労日数 | 就労時間 | 計就労時間 |
| | ※休憩時間含む・残業含まない 月平均 <u>22</u> 日 勤務 × 1日平均 <u>8</u> 時間 <u>45</u> 分 = 1ヶ月 <u>192</u> 時間 <u>30</u> 分 | | |
| | 就労日 | <input checked="" type="radio"/> 月 ・ <input checked="" type="radio"/> 火 ・ <input checked="" type="radio"/> 水 ・ <input checked="" type="radio"/> 木 ・ <input checked="" type="radio"/> 金 ・ 土 ・ 日 シフト制 | |
| | 就労時間 | 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (うち休憩 1 時間 00 分) | |
| ※就労パターンが複数ある場合はすべてご記入ください。 | 8 時 30 分 ~ 12 時 30 分(約 4 日/月) | 時 分(約 日/月) | 時 分(約 日/月) |
| | 時 分(約 日/月) | 時 分(約 日/月) | 時 分(約 日/月) |
| 育児短時間勤務を取得している場合 | 月平均 | 時間 分 | = 1ヶ月 時間 分 |
| | 就労時間 | 時 分 ~ 時 分 (うち休憩 時間 分) | |
| | 取得期間 | 年 | 日 |
| 雇用期限 | <input checked="" type="radio"/> 無 ・ <input type="radio"/> 有 (雇用期限後の更 | | |
| 業務内容 | 一般事務 | | |
| 産休・育休その他休職中の場合 | 産前産後休暇 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| | 育児休業期間 | 令和 2 年 5 月 29 日 ~ 令和 3 年 3 月 31 日 | |
| | 復職予定日(※育児のため一度退職した場合) | 令和 年 月 日 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 上記の育休終了日にかかわらず、入園が決定した場合は、利用開始月の翌月14日までに育休を短縮することが可能。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記の育休終了日を過ぎても入園できない場合、育休延長が可能であり、入園が決定した場合は、利用開始月の翌月14日までに育休を短縮することが可能。 | | | |
| その他付記事項 | | | |
| 自営・農業専従者(手伝い)または市町村民税非課税の場合はこちらも記入してください。 | | | |
| 給与等 | 月給 ・ 日給 ・ 時給 円 (見込月収 円) | | |

※記入についてご不明な点は市保育幼稚園課(TEL:083-934-2798)へお問い合わせください。
 ※就労予定で提出された場合は、就労開始後「就労している」での証明書の提出が再度必要です。